**自 動 車 賃 貸 借 契 約 書**

(個別契約･自動車借入)

　雫石町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第１４１条に基づき、選挙運動のために使用する。

２　車種及び登録番号

　　又は車両番号

３　台　　数　　　　　　　　　　　　台

４　使用期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの　　日間とする。

５　契約金額　　　　　　　　　　　　円　（ 内訳 １日　　　　　　円 ×　　日間 ）

６　使用上の義務等

　　　甲は、法令に従い、本件自動車の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は雫石町議会議員及び雫石町長の選挙運動の公営に関する条例に基づき雫石町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、雫石町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は雫石町に請求ができない。

８　そ の 他

　　　この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　甲　雫石町議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　乙　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印